

第3回 苫小牧市公共交通協議会（書面会議）

令和 7年 1月10日（金）～16日（木）

次 第

議 題

【協議事項】

- 議案第1号 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）の事業評価（案）について
（樽前予約運行型バス運行についての自己評価）
- 議案第2号： 苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱改正（案）及び
苫小牧公共交通利用促進事業補助金交付決定に関する基準（案）作成
について

地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）の
事業評価（案）について
（樽前予約運行型バス運行についての自己評価）

樽前予約運行型バス（樽前ハッピー号）の運行について、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の自己評価を行う。

事業の実施にあたり、国土交通省の補助金を活用していることから、補助金交付要綱の規定に従い、本協議会として事業の自己評価を行う。

○活用している補助金

地域公共交通確保維持改善事業費補助金

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

○評価対象事業期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日まで（令和6補助年度）

○事業評価（案）

議案第1号 別添資料 参照

※ 評価項目④及び⑤の評価基準（A～Cの3段階評価）

- ④ A：事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。
B：事業が計画に位置付けられたとおりに実施されていない点があった。
C：事業が計画に位置付けられたとおりに実施されなかった。

- ⑤ A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した。
B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった。
C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 7年 1月 日

協議会名: 苫小牧市公共交通協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
事業者名: 道南バス(株)	系統名: 樽前予約運行型バス 苫小牧市樽前地区及び錦岡地区を運行区域とし、地域内幹線系統(複数市町村にまたがる路線バス)、市内バス路線、JRとの接続を効率的に行い、利用者の広域的移動を可能とする。	樽前地区の小学校へ通学する児童に対する市内路線バス定期半額補助(利用促進事業)を継続。 また、利用者満足度の向上を目指し、事業者と接遇や各種対応についての協議、町内会や小学校と利用に関する情報交換を適宜行った。	A 事業は計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B ●利用者数 目標: 48人/日 実績: 22人/日 ●満足度 目標: 88% 実績: 96% 1日当たりの利用者数については、地域の人口減少などの影響により、目標を達成することができなかった。満足度については、目標を達成した。	・樽前地区の小学校へ通学する児童に対する市内路線バス定期補助(利用促進事業)は、令和6年3月末で終了し、教育委員会所管で全額補助で継続することとなった。 ・令和6年度に実施したアンケート調査の結果や、町内会、学校等との協議を踏まえ、可能な範囲で運行時刻の調整や運行経路の見直し等を行い、利用者の利便性向上に努め、利用者数増加と満足度向上を図る。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 7年 1月 日

協議会名：	苫小牧市公共交通協議会
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>苫小牧市においては、他都市と同様に自動車依存型のライフスタイルの定着等に起因し、バス利用者は毎年減少傾向にある。また、市の郊外部においては、バスの運行便数に対し利用者数が著しく少ない非効率的な運行路線が存在し、地域の生活の足であるバス路線について廃止などが懸念されている。しかし、令和6年1月末時点での高齢化率は30.4%となっており、今後総人口が減少傾向にある一方で、高齢者数の上昇傾向が続くことから、将来にわたり交通弱者等の生活の足を確保するための生活交通ネットワークの構築が急務となっている。</p> <p>市西部に位置する樽前地区では、路線バスの錦西樽前ガロー線と学童輸送用のスクールバスが運行されていたが、路線バスの利用者が著しく少ないことに加え、運行ルートの大部分が重複していたことなどにより、両バスの運行見直しが必要であった。</p> <p>これらを踏まえ、平成23年3月策定の苫小牧市地域公共交通総合連携計画に、樽前地区における路線バスとスクールバスの一元化による「デマンド型コミュニティバスの導入」を位置付け、平成24年4月から地域公共交通確保維持改善事業によるデマンド型コミュニティバスが本格運行している。</p> <p>これまでも、利用者ニーズに合わせ路線・ダイヤの改正、予約時間の延長など、サービス向上に取り組んできたが、さらにコミュニティバスの重要性が高まるものと考え、平成26年3月策定の第2次苫小牧市地域公共交通総合連携計画に「デマンド型コミュニティバスの維持・改善」を位置付け、利便性の高い生活交通ネットワークの維持に努めている。</p> <p>また、令和3年6月策定の苫小牧市地域公共交通計画において、「将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの形成」を基本理念に掲げ、理念に基づく取組の1つとして「樽前予約運行型バス(樽前ハッピー号)運行事業」を位置付け、バス路線網を補完する交通サービスを継続することとしている。</p> <p>引き続き、地域公共交通確保維持改善事業により、樽前地区における生活交通手段を維持・確保し、地域住民の通院、通学、買物などの日常生活の移動や、地域間幹線系統等との接続による広域的な移動を可能にするなど、住民生活の足を将来にわたり存続させていくことが必要不可欠である。</p>

苫小牧市公共交通協議会における地域公共交通確保維持改善事業の概要

事業実施の目的・必要性

目的: 樽前地区における生活交通手段を維持・確保し、地域住民の通院、通学、買物などの日常生活の移動や、地域間幹線系統等との接続による広域的な移動を可能にする。

必要性: 苫小牧市地域公共交通計画において基本理念に掲げる「将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの形成」に向けた取組の一つに位置付けており、住民生活の足を将来にわたり存続させていくために、バス路線網を補完する交通サービスを継続していくことが必要不可欠である。

生活交通確保維持改善計画の目標

1日あたりのバス利用者数

48人/日(令和6補助年度: 令和5年10月～令和6年9月)

バス利用者満足度

88%以上(令和6年度調査)

令和6年度事業概要

系統名: 樽前予約運行型バス

苫小牧市樽前地区及び錦岡地区を運行区域とし、地域内幹線系統(複数市町村にまたがる路線バス)、市内バス路線、JRとの接続を効率的に行い、利用者の広域的移動を可能とする。

地域公共交通の現況

- ・ JR室蘭本線(錦岡駅)
- ・ 道南バス(株)
(市内5路線、錦西営業所)
(登別温泉・苫小牧線、錦岡西)
- ・ 樽前予約運行型バス
(錦岡駅・錦西営業所・錦岡西との接続)

協議会開催状況

令和6年1月15～17日(書面会議) 令和5年第4回協議会を開催
・地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統)の事業評価(案)について(樽前予約運行型バス運行についての自己評価)

令和6年6月18～24日(書面会議) 令和6年度第1回協議会を開催
・樽前予約運行型バス(樽前ハッピー号)計画申請(案)について

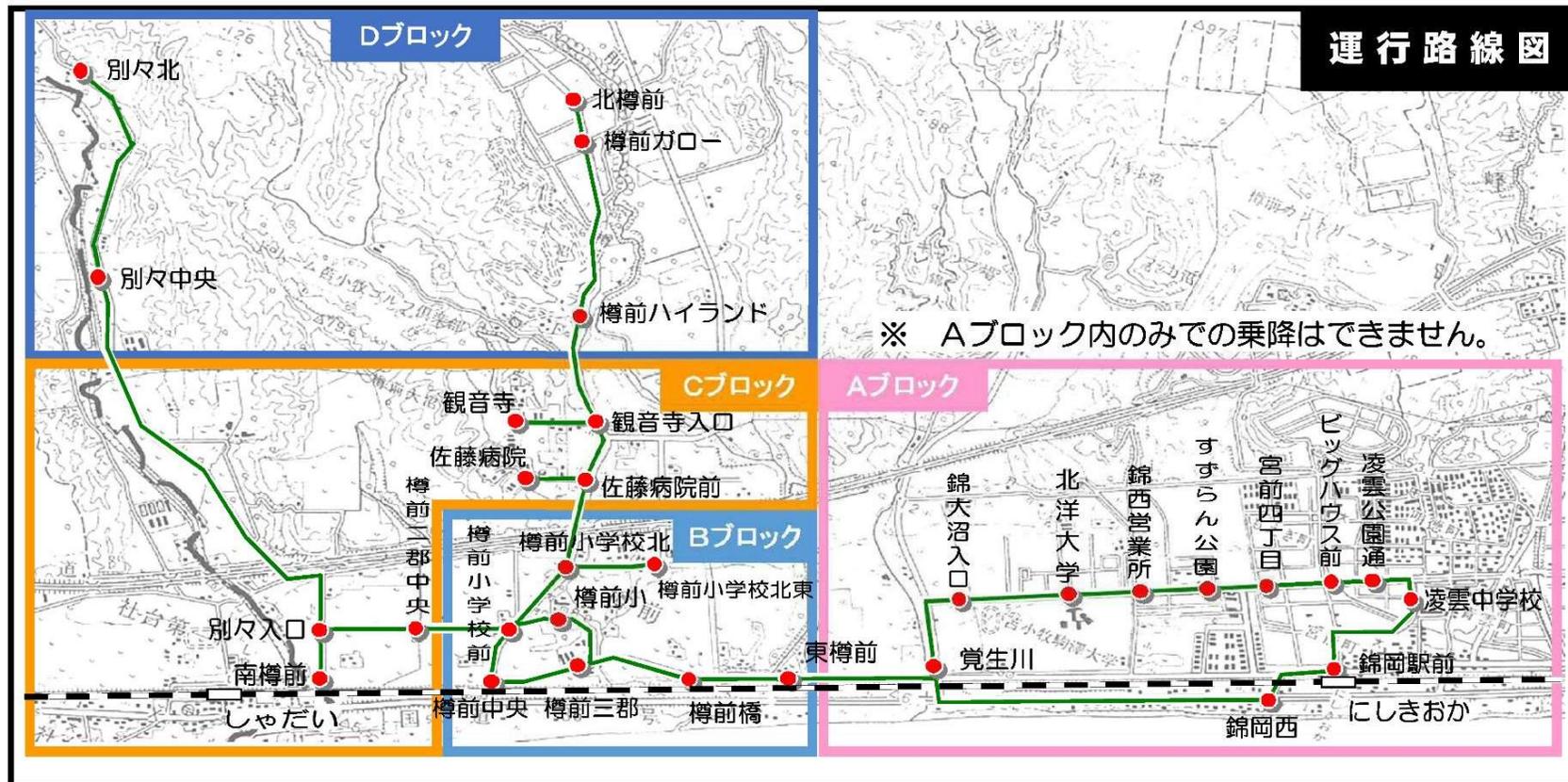
令和7年1月10～16日(書面会議) 令和6年度第3回協議会を開催
・地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統)の事業評価(案)について(樽前予約運行型バス運行についての自己評価)

令和6年補助度事業の実施状況

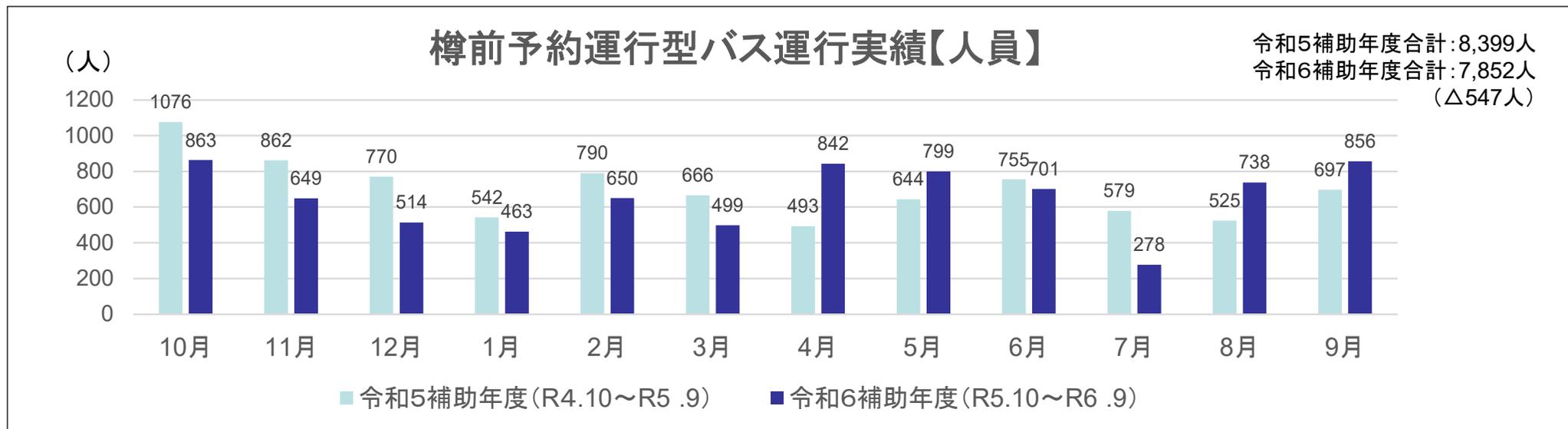
1) プロセス、創意工夫

- ・利用者及び町内会などを対象にアンケート調査を実施し、要望や満足度を把握
- ・樽前予約運行型バス利用促進事業(樽前小学校特認児童市内路線定期券半額補助)を令和6年3月末まで実施。
令和6年4月からは教育委員会所管で全額補助を継続。

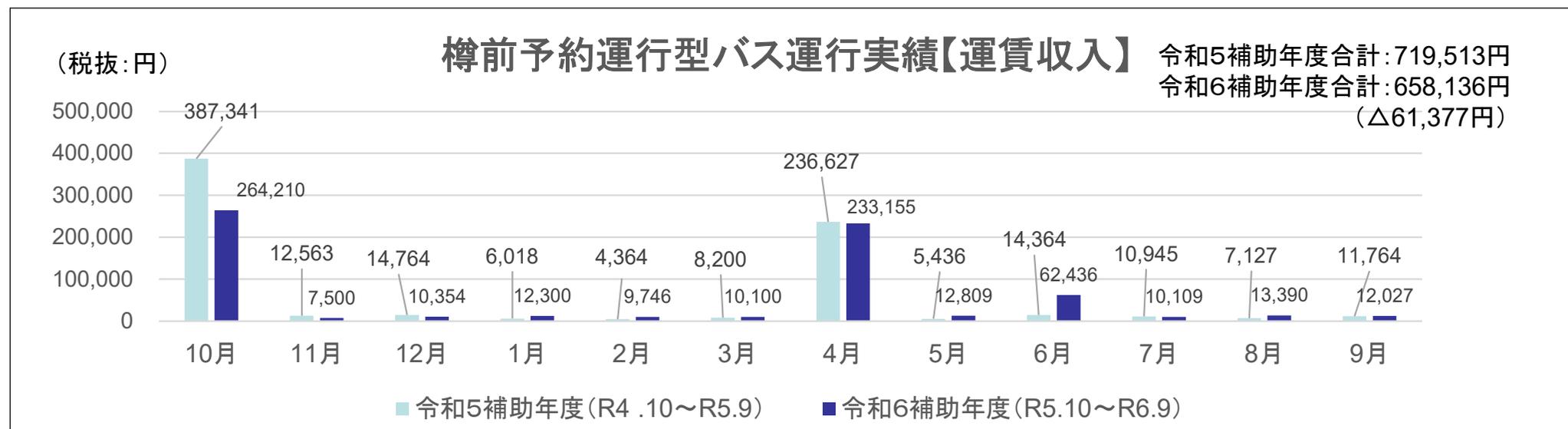
2) 運行系統



3) 利用実績



4) 収入実績



5) 事業実施の適切性

事業は計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。

6) 目標・効果達成状況

●利用者数

目標:48人/日 実績:22人/日

●満足度

目標:88%以上 実績:96%

1日当たりの利用者数については、地域の人口減少や小学校の児童減少などの影響により、目標を達成することができなかったが、令和6年4月からの樽前小学校児童数の増加により、下半期は前年度を上回った。

満足度については、目標を達成した。

7) 事業の今後の改善点

・令和6年度に実施したアンケート調査の結果や、町内会、学校等との協議を踏まえ、可能な範囲で運行時刻の調整や運行経路の見直し等を行い、利用者の利便性向上に努め、利用者数増加と満足度向上を図る。

8) 地方運輸局等における二次評価結果(案)

運輸局記載欄



POINT!!

少子化、高齢化により、市内路線バスに限らず、公共交通の利用者数が減少傾向

➡ 利用者数を増やすため、交通事業者に対し、利用促進につながると判断される事業に補助を拡大

★ **主な2つの改正点**

1 補助金の**申請**対象の拡大

新	旧
鉄道、市内路線バス、タクシー事業者等 公共交通事業者	市内路線バス事業者

2 補助金の**適用**対象・額の拡大

新	旧
協議会が審査し、 利用促進につながると認められる事業	バス待合所施設改修・修繕
予算の範囲内で協議会が審査し、決定 上限額：最大50万円	上限額：補助対象経費の2分の1相当額

改正日：協議会で承認を得た日

苫小牧市公共交通協議会要綱（改正前）

（目的）

- 第1条 苫小牧市公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項の協議を行う。
- （1） 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
 - （2） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号、以下「法」という）で規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）及び地域公共交通再編実施事業（以下「再編実施事業」という）に関する調査・研究、協議、計画策定、見直しの検討等の事項
 - （3） 地方版回数入りナンバープレートの寄付金を活用した助成事業に関する事業及び交付申請者の特定等の事項

（事務所）

- 第2条 協議会は、事務所を北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号苫小牧市役所内に置く。

（事業及び協議事項）

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
 - （2） 計画の作成及び変更に関すること
 - （3） 計画に定められた施策の実施に関すること
 - （4） 再編実施事業の実施に関すること
 - （5） 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
 - （6） 公共交通全般の利用促進、広報、調査・研究など、市内公共交通の利便性向上、利用の増進に関すること
 - （7） 地方版回数入りナンバープレートの寄付金活用に関すること
 - （8） その他協議会が必要と認めること

（構成員）

- 第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、25名以内の委員をもって組織する。
- （1） 苫小牧市長又はその指名する者
 - （2） 道路運送法第3条に規定する一般旅客自動車運送事業を営む者もしくはその事業者で構成する団体、及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条に規定する鉄道事業を営む者及び軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する運輸事業を営む者
 - （3） 道路法第18条第1項に規定する道路管理者
 - （4） その他計画に定めようとする事業の実施が見込まれる者
 - （5） 公安委員会
 - （6） 住民意見を代表するもの及び地域公共交通利用者の意見を代表する者

- (7) 公共交通に関する学識を有する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (9) その他協議会が必要と認める者
- 2 協議会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監査員 1名
- 3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(役員)

- 第5条 会長、副会長及び監査員は、前条第2項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。
- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 4 監査員は、協議会の会計監査を行い、監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(委員の任期)

- 第6条 委員の任期は、次のとおりとする。
- (1) 委員の任期は任命の日から2年以内とし、その再任は妨げない。
 - (2) 委員の職にある者が、何らかの事由により委員の職を続けることが困難となった場合は、委員を変更することができる。ただし、その場合にあっては、新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会議)

- 第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるとき、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会委員は、協議会の委員の中から会長が選任する。
- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償金及び費用弁償)

第13条 委員等（第7条第6項の協議会が必要と認めた構成員以外の者を含む。）は、会議に出席したときは報償金及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 報償金及び費用弁償の額等は、苫小牧市職員等の旅費支給条例（昭和26年2月20日条例第4号）及び苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払に関する要綱の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(要綱の改正)

第15条 この要綱は、協議会の議決を経て改正することができる。ただし、軽微な内容の改正については、会長が決定することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年12月19日から施行する。
附則（平成25年6月5日第10条第2項及び別表1改正）
- 1 この要綱は、平成25年6月5日から施行する。
附則（平成26年6月18日別表1改正）
- 1 この要綱は、平成26年6月18日から施行する。
附則（平成27年6月10日別表1改正）
- 1 この要綱は、平成27年6月10日から施行する。
附則（平成28年1月20日別表1改正）
- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。
附則（平成28年6月13日別表1改正）
- 1 この要綱は、平成28年6月13日から施行する。
附則（平成29年6月28日別表1改正）
- 1 この要綱は、平成29年6月28日から施行する。
附則（平成30年1月19日別表1改正）
- 1 この要綱は、平成30年1月19日から施行する。
附則（平成30(2018)年12月19日法定協議会移行に伴う第1条、第3条、第4条、第6条、第7条、第9条改正、別表1削除）
- 1 この要綱は、平成30(2018)年12月19日から施行する。
附則（令和2(2020)年11月27日法改正に伴う第1条、第3条、第4条改正）
- 1 この要綱は、令和2(2020)年11月27日から施行する。
附則（令和3(2021)年6月25日第1条、第3条、改正）
- 1 この要綱は、令和3(2021)年6月25日から施行する。
附則（令和6(2024)年6月1日第13条改正）
- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

○ 苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱（旧：苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付要綱改正）（案）

新	旧	解説
<p>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金 交付要綱</p>	<p>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費 補助金交付要綱</p>	<p>・バス待合所施設の改修等に特化した補助スキームとなっているが、対象を拡張し、公共交通の利用促進につながる事業に対し補助を行うことができるように改正を行う。（★）</p>
<p>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金 交付要綱</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金 交付要綱 1</p> <p>附則 7</p> <p>様式</p> <p>様式第1号（苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付申請書）</p> <p>様式第1号別紙（事業収支明細書）</p> <p>様式第2号（苫小牧市公共交通利用促進事業補助金の交付決定通知書）</p>	<p>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費 補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費 補助金交付要綱 1</p> <p>附則 7</p> <p>様式</p> <p>様式第1号（苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付申請書）</p> <p>様式第1号別紙（事業収支明細書）</p> <p>様式第2号（苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金の交付決定通知書）</p>	<p>・（★）の趣旨を踏まえ、従前は「バス待合所施設改修・修繕費」に特化していた様式の名称を、「利用促進事業」に適用できるように改正する。</p> <p>・なお、今回の改正に合わせて様式の名称等も改正するが、改正以前に提出された申請書の効果を保持させるため、附則に経過措置を設ける。（★ ★）</p>

<p>様式第 3 号 (<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付申請取下書</u>)</p>	<p>様式第 3 号 (<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付申請取下書</u>)</p>	
<p>様式第 4 号 (<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助事業計画変更承認申請書</u>)</p>	<p>様式第 4 号 (<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助事業計画変更承認申請書</u>)</p>	
<p>様式第 5 号 (<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助事業計画変更承認通知書</u>)</p>	<p>様式第 5 号 (<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助事業計画変更承認通知書</u>)</p>	
<p>様式第 6 号 (<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助事業中止(廃止)承認申請書</u>)</p>	<p>様式第 6 号 (<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助事業中止(廃止)承認申請書</u>)</p>	
<p>様式第 7 号 (<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金実績報告書</u>)</p>	<p>様式第 7 号 (<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金実績報告書</u>)</p>	
<p>様式第 7 号別紙 (事業収支精算書)</p>	<p>様式第 7 号別紙 (事業収支精算書)</p>	
<p>様式第 8 号 (<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金の額の確定通知書</u>)</p>	<p>様式第 8 号 (<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金の額の確定通知書</u>)</p>	
<p>様式第 9 号 (<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付請求書</u>)</p>	<p>様式第 9 号 (<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付請求書</u>)</p>	

<p>様式第 1 0 号 (<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金概算払請求書</u>) 様式第 1 1 号 (<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付決定取消通知書</u>) 様式第 1 2 号 (<u>消費税仕入控除税額等報告書</u>)</p>	<p>様式第 1 0 号 (<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金概算払請求書</u>) 様式第 1 1 号 (<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付決定取消通知書</u>) 様式第 1 2 号 (<u>消費税仕入控除税額等報告書</u>)</p>	
<p><u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱</u></p>	<p><u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付要綱</u></p>	
<p>(目的) 第 1 条 この要綱は、<u>鉄道事業者、市内路線バス事業者、市内タクシー事業者その他会長が認める交通事業者</u> (以下「<u>交通事業者</u>」という。) に対し、<u>利用促進につながると判断される事業</u> (以下「<u>利用促進事業</u>」) に係る経費の一部を補助することにより、<u>路線や利便性の維持向上に資するこ</u></p>	<p>(目的) 第 1 条 この要綱は、「<u>苫小牧市交通部の路線移譲に関する基本契約書</u>」に基づき、<u>苫小牧市交通部が運行していた路線の移譲を受けた乗合バス事業者</u> (以下「<u>移譲事業者</u>」という。) に対し、<u>移譲事業者が所有するバス待合所施設の改修・修繕に要する経費の一部を補助することにより、</u> <u>路線や利便性の維持向上に資するこ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (★) に記載しているとおり。 ・ なお、平成 23 年 12 月 20 日付け「<u>苫小牧市交通部の路線委譲に関する基本契約書</u>」に基づき、制定された要綱であるが、特に法定といった位置付けではないため、補助対象を拡大しても問題はないという判断を行った。 ・ 本条において略称規定「<u>委譲事業者</u>」を「<u>交通事業者</u>」に改正を行う。

<p>とを目的とする。</p>	<p>とを目的とする。</p>	<p>また、従前は「バス待合所施設の改修・修繕」に特化していたが、新たに「利用促進事業」という略称規定を設け、以下、本要綱を改正する。(★★★)</p> <p>・なお、補助対象者の事例として、鉄道事業者、市内バス事業者、市内タクシー事業者を挙げているが、その他にも会長が認める場合は補助対象となる。なお、一般貸切旅客自動車運送事業者等も対象となる。</p>
<p>(補助対象経費) 第2条 補助対象経費は、当該年度内に<u>交通事業者が行った利用促進事業</u>に要する経費とする。ただし、仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助金交付の対象経費としない。</p>	<p>(補助対象経費) 第2条 補助対象経費は、当該年度内に<u>移譲事業者が行ったバス待合所施設改修・修繕</u>に要する経費とする。ただし、仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助金交付の対象経費としない。</p>	<p>・(★★★)を受け、「移譲事業者」を「交通事業者」に改正するとともに、「バス待合所施設改修・修繕」を「利用促進事業」に改正する。</p>
<p>(交付申請) 第3条 補助金の交付を受けようと</p>	<p>(交付申請) 第3条 補助金の交付を受けようと</p>	<p>・(★★) 及び (★★★) に記載しているとおり。</p>

<p>する<u>交通事業者</u>（以下「申請者」という。）は、<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）</u>を作成し、会長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 事業収支明細書（様式第 1 号別紙）</p> <p>(2) 見積書等 _____ 要する経費がわかる書類の写し</p> <p>(3) その他会長が必要と認める書類</p>	<p>する<u>移譲事業者</u> _____ は、<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付申請書（様式第 1 号）</u>を作成し、会長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 事業収支明細書（様式第 1 号別紙）</p> <p>(2) 見積書等<u>バス待合所施設改修・修繕</u>に要する経費がわかる書類の写し</p> <p>(3) その他会長が必要と認める書類</p>	<p>・なお、補助金の交付を受けようとする交通事業者を「申請者」と略称していることに留意されたい。（★★★ ★）</p>
<p>(交付額)</p> <p>第 4 条 補助金交付額は、第 2 条の経費のうち、予算の範囲内で、<u>苫小牧市公共交通協議会</u>（以下「協議会」という。）で審査し、会長が決定する。ただし、 _____ 1 円未満</p>	<p>(交付額)</p> <p>第 4 条 補助金交付額は、第 2 条の経費のうち、予算の範囲内で _____ 会長が決定する。ただし、<u>その上限額は補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額とし、1 円未満</u></p>	<p>・対象範囲及び対象額の拡大</p> <p>・優先順位等、協議会で審査した上で、会長が決定する。</p> <p>→別途、基準を策定</p> <p>・苫小牧市公共交通協議会の略称規定として「協議会」を明記した。</p>

<p>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	
<p>(交付決定及び予定額の通知) 第5条 会長は、第3条の規定に基づく交付申請があったときは、申請内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金の交付決定通知書（様式第2号）</u>により予定額を通知するものとする。</p>	<p>(交付決定及び予定額の通知) 第5条 会長は、第3条の規定に基づく交付申請があったときは、申請内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金の交付決定通知書（様式第2号）</u>により予定額を通知するものとする。</p>	<p>・(★★) 及び (★★★★) に記載しているとおり。</p>
<p>(補助金の交付の条件) 第6条 <u>申請者</u> に補助金の交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付するものとする。 (1) 補助金の交付決定を受けた<u>利用促進事業</u>（以下「補助事業」という。）の内容の変更をする場合においては、会長の承認を受けるべきこと。ただし、会長が定める軽微な</p>	<p>(補助金の交付の条件) 第6条 <u>移譲事業者</u>に補助金の交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付するものとする。 (1) 補助金の交付決定を受けた<u>事業</u>（以下「補助事業」という。）の内容の変更をする場合においては、会長の承認を受けるべきこと。ただし、会長が定める軽微な</p>	<p>・(★★)、(★★★) 及び (★★★★) に記載しているとおり。 ・補助金の交付決定を受けた利用促進事業を「補助事業」と略称していることに留意されたい。 ・第4条で略称規定「協議会」を設けたことによる文言整理</p>

<p>変更を除く。</p> <p>(2)-(4) 略</p> <p>(5) 前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 4 項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると会長が認めるときを除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を<u>協議会</u></p> <p>_____</p> <p>に納付しなければならない。</p> <p>(6)-(8) 略</p>	<p>変更を除く。</p> <p>(2)-(4) 略</p> <p>(5) 前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 4 項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると会長が認めるときを除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を<u>苫小牧市公共交通協議会</u> (以下「協議会」という。)</p> <p>_____</p> <p>に納付しなければならない。</p> <p>(6)-(8) 略</p>	
--	--	--

<p>(申請の取下げ) 第7条 <u>申請者</u> は、補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。</p> <p>2 前項の規定により申請を取り下げることができる期間は、第5条の規定による通知があった日から30日以内とし、取下げをしようとする場合は、<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付申請取下書(様式第3号)</u> を会長に提出しなければならない。</p>	<p>(申請の取下げ) 第7条 <u>移譲事業者</u>は、補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。</p> <p>2 前項の規定により申請を取り下げることができる期間は、第5条の規定による通知があった日から30日以内とし、取下げをしようとする場合は、<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付申請取下書(様式第3号)</u> を会長に提出しなければならない。</p>	<p>・(★★)、(★★★)及び(★★★★)に記載しているとおり。</p>
<p>(事業内容の変更) 第8条 <u>申請者</u> が、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助事業計画変更承認申請書(様式第4号)</u> を会長に提出し、承認を受けなければならない。</p>	<p>(事業内容の変更) 第8条 <u>移譲事業者</u>が、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助事業計画変更承認申請書(様式第4号)</u> を会長に提出し、承認を受けなければならない。</p>	<p>・(★★)、(★★★)及び(★★★★)に記載しているとおり。</p>

<p>(補助金額の変更決定及び通知) 第9条 ① 略 2 会長は、前項の規定により変更を承認したときは、<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助事業計画変更承認通知書(様式第5号)</u> を申請者 _____ に通知するものとする。 3 略</p>	<p>(補助金額の変更決定及び通知) 第9条 ① 略 2 会長は、前項の規定により変更を承認したときは、<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助事業計画変更承認通知書(様式第5号)</u> を移譲事業者に通知するものとする。 3 略</p>	<p>・(★★)、(★★★) 及び (★★★★) に記載しているとおり。</p>
<p>(補助事業の中止又は廃止の承認申請) 第10条 申請者 _____ は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)</u> を会長に提出し、承認を受けなければならない。</p>	<p>(補助事業の中止又は廃止の承認申請) 第10条 移譲事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)</u> を会長に提出し、承認を受けなければならない。</p>	<p>・(★★)、(★★★) 及び (★★★★) に記載しているとおり。</p>
<p>(事故報告) 第11条 申請者 _____ は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったとき</p>	<p>(事故報告) 第11条 移譲事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったとき</p>	<p>・(★★) 及び (★★★★) に記載しているとおり。</p>

<p>は、速やかに会長に報告し、会長の指示を受けなければならない。</p>	<p>は、速やかに会長に報告し、会長の指示を受けなければならない。</p>	
<p>(実績報告) 第 12 条 申請者 〃 は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を含む。）したときは、速やかに<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金実績報告書（様式第 7 号）</u>を作成し、会長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>補助事業を行ったことが明らかにわかる写真</u></p> <p>(3) 支払伝票及び 〃 要する経費を 支出したことがわかる書類の写し</p> <p>(4) その他会長が必要と認める書類</p>	<p>(実績報告) 第 12 条 移譲事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を含む）したときは、速やかに<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金実績報告書（様式第 7 号）</u>を作成し、会長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>バス待合所施設改修・修繕前後の写真</u></p> <p>(3) 支払伝票及び領収書等バス待合所施設改修・修繕に要する経費を支出したことがわかる書類の写し</p> <p>(4) その他会長が必要と認める書類</p>	<p>・(★★)、(★★★) 及び (★★★★) に記載しているとおり。</p>
<p>(補助金の額の確定) 第 13 条 会長は、前条の規定に基づく</p>	<p>(補助金の額の確定) 第 13 条 会長は、前条の規定に基づく</p>	<p>・(★★)、(★★★) 及び (★★★★) に記載しているとおり。</p>

<p>実績報告があったときは、報告内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、<u>補助金額の確定を行い、<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金の額の確定通知書（様式第8号）</u></u>により申請者に通知するものとする。また、審査において必要がある場合は、関係書類の提出を求めることができる。</p>	<p>実績報告があったときは、報告内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、<u>補助金額の確定を行い、<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金の額の確定通知書（様式第8号）</u></u>により移譲事業者に通知するものとする。また、審査において必要がある場合は、関係書類の提出を求めることができる。</p>	
<p>(補助金の請求の時期) 第14条 <u>申請者</u> は、前条の通知を受けたときは、<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付請求書（様式第9号）</u>により補助金の交付を請求することができる。ただし、会長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金概算払請求書（様式第10号）</u>により会長に補助金の全部又は</p>	<p>(補助金の請求の時期) 第14条 <u>移譲事業者</u>は、前条の通知を受けたときは、<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付請求書（様式第9号）</u>により補助金の交付を請求することができる。ただし、会長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金概算払請求書（様式第10号）</u>により会長に補助金の全部又は</p>	<p>・(★★)、(★★★)及び(★★★★)に記載しているとおり。</p>

<p>一部の交付を請求することができる。</p>	<p>一部の交付を請求することができる。</p>	
<p>(調査等) 第 16 条 会長は、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、<u>申請者</u> に対し、補助事業に関し報告を求め、<u>申請者</u> の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。</p> <p>2 <u>申請者</u> は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。</p>	<p>(調査等) 第 16 条 会長は、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、<u>移譲事業者</u> に対し、補助事業に関し報告を求め、<u>移譲事業者</u> の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。</p> <p>2 <u>移譲事業者</u> は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。</p>	<p>・(★★) 及び (★★★★) に記載しているとおり。</p>
<p>(決定の取消し) 第 17 条 会長は、<u>申請者</u> が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>	<p>(決定の取消し) 第 17 条 会長は、<u>移譲事業者</u> が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>	<p>・(★★)、(★★★) 及び (★★★★) に記載しているとおり。</p>

<p>(1)-(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は、第1項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、<u>苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)</u>により、<u>交通事業者</u>に通知するものとする。</p>	<p>(1)-(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は、第1項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、<u>苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)</u>により、<u>移譲事業者</u>に通知するものとする。</p>	
<p>(補助金の精算)</p> <p>第18条 会長は、既に交付した補助金について交付決定を取り消した場合、当該取消しに係る補助金額を算定し、期限を定めた上で、<u>申請者</u>に返還を命ずるものとする。</p> <p>2 会長は、<u>申請者</u>に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて確定額を超える部分の補助金の返還</p>	<p>(補助金の精算)</p> <p>第18条 会長は、既に交付した補助金について交付決定を取り消した場合、当該取消しに係る補助金額を算定し、期限を定めた上で、<u>移譲事業者</u>に返還を命ずるものとする。</p> <p>2 会長は、<u>移譲事業者</u>に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて確定額を超える部分の補助金の返還</p>	<p>・(★★)及び(★★★★)に記載しているとおり。</p>

<p>を命じ、既に交付した補助金額が確定額より不足しているときは、その部分の補助金を交付するものとする。</p>	<p>を命じ、既に交付した補助金額が確定額より不足しているときは、その部分の補助金を交付するものとする。</p>	
<p>(消費税仕入控除税額に係る取扱い) 第 19 条 本文略 (1) 申請者 〃 は、第 3 条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでな</p>	<p>(消費税仕入控除税額に係る取扱い) 第 19 条 本文略 (1) 移譲事業者は、第 3 条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでな</p>	<p>・(★★) 及び (★★★★) に記載しているとおり。</p>

<p>い。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>申請者</u> は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに会長に報告するとともに、会長の返還請求を受けたときは、これを協議会に返還しなければならないこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>い。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>移譲事業者</u>は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに会長に報告するとともに、会長の返還請求を受けたときは、これを協議会に返還しなければならないこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4) 略</p>	
---	--	--

《様式第1号(第3条関係)から様式第12号(第19条関係)までは別に添付している様式改正案のとおり》	※左記のとおり	
附 則		
<ol style="list-style-type: none">1 この要綱は、令和7年〇月〇日(協議会議決日:令和6年度中を予定)から実施する。2 改正後の要綱の規定は、この規則の施行の日以後に申請される補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。		

○ 苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱（旧：苫小牧市バス待合所
施設改修・修繕費補助金交付要綱改正）様式改正（案）

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

苫小牧市公共交通協議会
会長 様

住所
氏名
代表者

苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付申請書 **苫小牧市公共交通利用
促進事業補助金交付申請書**

苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金 **苫小牧市公共交通利用促進事業
補助金**の交付を受けたいので、~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交
付要綱~~ **苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱**第3条の規定により、関
係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的及びその概要

2 事業の完了の予定日

完了予定日 年 月 日

3 補助対象経費の額 円

4 補助金交付申請額 円

5 添付書類

- (1) 事業収支明細書（様式第1号別紙）
- (2) 見積書等バス待合所施設改修・修繕に要する経費がわかる書類（写）
- (3) その他会長が必要と認める書類

様式第1号 別紙（第3条関係）

事業収支明細書

収 入

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
補 助 金		
事 業 者 負 担 額		
合 計		

支 出

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
合 計		

※ 行が足りない場合は適宜追加すること。

様式第2号（第5条関係）

苫小牧市指令第 号
年 月 日

住所
氏名
代表者 様

苫小牧市公共交通協議会
会長

苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金の交付決定通知書 苫小牧市公共交通
利用促進事業補助金の交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった苫小牧市バス待合所施設改修・修繕
費補助金交付申請 苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付申請について、苫
小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付要綱 苫小牧市公共交通利用促進
事業補助金交付要綱 第5条の規定により、下記のとおり交付することを決定し
たので通知します。

記

- 1 補助対象経費の額 円
- 2 補助金交付予定額 円
- 3 補助事業完了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- 4 補助金の交付決定にあたり、裏面に掲げる条件を付する。

< 条 件 >

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、会長の承認を受けること。
ただし、会長が定める軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- (4) 虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消に係る部分に関し既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。
- (5) 前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 4 項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると会長が認めるときを除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を苫小牧市公共交通協議会（以下「協議会」という。）に納付しなければならない。
- (6) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、やむを得ない事情があると会長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約滞納金を協議会に納付しなければならない。
- (7) 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくとともに、当該帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 11 条に規定する会計年度をいう。）の終了後 5 年間保存しなければならない。
- (8) その他会長が必要と認める条件

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

苫小牧市公共交通協議会
会長 様

住所
氏名
代表者

~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付申請取下書~~ **苫小牧市公共交通
利用促進事業補助金交付申請取下書**

年 月 日付け苫小牧指令ま第 号により交付決定通知のあった
~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金~~ **苫小牧市公共交通利用促進事業補
助金**については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、次
の項に不服があるため、~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付要綱~~
苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により取り下げま
す。

1 補助金交付予定額 円

2 申請年月日 年 月 日

3 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件

4 理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

苫小牧市公共交通協議会
会長 様

住所
氏名
代表者

苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助事業計画変更承認申請書 苫小牧市公
共交通利用促進事業補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け苫小牧指令ま第 号により交付決定通知のあった
苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金 苫小牧市公共交通利用促進事業補
助金について、次のとおり変更したいので、苫小牧市バス待合所施設改修・修
繕費補助金交付要綱 苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱第8条の規
定により申請します。

1 変更内容

2 変更理由

3 その他必要な書類

※ 変更したい部分を補助金交付申請書（写）の同じ項目の上段に括弧書
きして添付

様式第5号（第9条関係）

苫小牧指令第 号
年 月 日

住所
氏名
代表者 様

苫小牧市公共交通協議会
会長

苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助事業計画変更承認通知書 ~~苫小牧市公共交通利用促進事業補助事業計画変更承認通知書~~

年 月 日付けで承認申請のあった苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助事業 ~~苫小牧市公共交通利用促進事業~~の計画変更について、苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付要綱 ~~苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱~~第9条の規定により、次のとおり承認することに決定したので通知します。

1 変更内容

2 補助金額

変更後の補助金額 円

変更前の補助金額 円

変更による増減額 円

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

苫小牧市公共交通協議会
会長 様

住所
氏名
代表者

~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助事業中止（廃止）承認申請書~~ 苫小牧
市公共交通利用促進事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け苫小牧指令ま第 号により、補助金の交付決定通知のあった~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助事業~~ 苫小牧市公共交通利用促進事業について、次の理由により中止（廃止）したいので、~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付要綱~~ 苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

1 事業を中止（廃止）する理由

2 事業を中止する場合はその期間及び再開後の完了予定日

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

3 その他必要な書類

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

苫小牧市公共交通協議会
会長 様

住所
氏名
代表者

~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金実績報告書~~ 苫小牧市公共交通利用
促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け苫小牧指令ま第 号により、補助金の交付決定通知のあった~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕~~ 苫小牧市公共交通利用促進事業が完了したので、~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付要綱~~ 苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象経費の額 円

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業収支精算書（様式第7号別紙）

(2) ~~バス待合所施設改修・修繕前後の~~補助事業を行ったことが明らかにわかる写真

(3) 支払伝票（写）

(4) 領収書（写）

(5) その他会長が必要と認める書類

様式第7号 別紙（第12条関係）

事業収支精算書

収 入 (単位：円)

区 分	金 額	内 訳		備 考
		収入済額	収入未済額	
補 助 金				
事業者負担額				
合 計				

支 出 (単位：円)

区 分	精算額	内 訳		備 考
		支出済額	支出未済額	
合 計				

※ 行が足りない場合は適宜追加すること。

様式第8号（第13条関係）

苫小牧指令第 号
年 月 日

住所
氏名
代表者 様

苫小牧市公共交通協議会
会長

~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金の額の確定通知書~~ 苫小牧市公共交通
利用促進事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のありました苫小牧市バス待合所施設改修・修繕
~~苫小牧市公共交通利用促進事業~~について、苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付要綱
~~苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱~~第13条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付額 円
- 2 補助金交付予定日 年 月 日

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

苫小牧市公共交通協議会
会長 様

住所
氏名
代表者

苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付請求書 苫小牧市公共交通利用
促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け苫小牧指令ま第 号により補助金確定通知のあつた苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金 苫小牧市公共交通利用促進事業について、苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付要綱 苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定金額 円

2 請求金額 円

3 振込先

(ふりがな) □ 座名義			
振込金融機関	銀行名	支店名	
預金種目	普通 ・ 当座	□ 座番号	

※ □座名義は、請求者氏名と同一であること。

発行責任者及び担当者	
・ 発行責任者 (所属・氏名)	(連絡先)
・ 担当者 (所属・氏名)	(連絡先)

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

苫小牧市公共交通協議会
会長 様

住所
氏名
代表者

苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金概算払請求書 苫小牧市公共交通利用促進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け苫小牧指令ま第 号により、補助金の交付決定通知あった苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金 苫小牧市公共交通利用促進事業補助金について、苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付要綱 苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 補助金交付請求額 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 概算払受領済額 円
- 4 残 額 円
(交付決定額から今回請求額を差し引いた額)
- 5 振 込 先

(ふりがな) □ 座 名 義			
振込金融機関	銀行名	支店名	
預金種目	普通 ・ 当座	□ 座 番 号	

※ □座名義は、請求者氏名と同一であること。

6 理 由

発行責任者及び担当者 ・発行責任者 (所属・氏名) ・担当者 (所属・氏名)	(連絡先) (連絡先)
--	--------------------

様式第 1 1 号（第 1 7 条関係）

苫小牧指令ま第 号
年 月 日

住所
氏名
代表者 様

苫小牧市公共交通協議会
会長

~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付決定取消通知書~~ **苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付決定取消通知書**

年 月 日付けで申請のあった~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金~~ **苫小牧市公共交通利用促進事業補助金**について、~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付要綱~~ **苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱**第 1 7 条の規定により、交付決定を取り消します。

1 取消内容

年 月 日付け苫小牧指令ま第 号で交付決定した
(全部・一部)を取り消す。

2 取消理由

~~苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付要綱~~ **苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱**第 1 7 条第 1 項第 号に該当

様式第12号（第19条関係）

年 月 日

苫小牧市公共交通協議会
会長 様

住所
氏名
代表者

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け苫小牧指令ま第 号で補助金の交付を決定された苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助事業苫小牧市公共交通利用促進事業に係る消費税仕入控除税額等が確定しましたので、苫小牧市バス待合所施設改修・修繕費補助金交付要綱苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱第19条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助事業等の交付決定金額 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
(補助金返還相当額) | 円 |

(添付書類)

- 1 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳
- 2 補助金等の交付を受けた年度の消費税の確定申告書及び付表2の写し等

苫小牧公共交通利用促進事業補助金交付決定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、苫小牧市公共交通利用促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく、補助金交付の決定に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付決定に対して優先されるべき条件)

第2条 補助金交付対象は、要綱第1条に規定する利用促進事業のうち、次の各号に定める条件を特に優先して、苫小牧市公共交通協議会（以下「協議会」という。）で審査し、決定する。

- (1) 対応しなければ、利用者の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあると認められるもの
- (2) 子ども、高齢者等の運転ができない者又は運転が困難である者に対して利用促進につながると認められるもの

(補助対象経費)

第3条 要綱第2条本文の補助対象経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 要綱第1条の交通事業者が所有する待合所その他施設のうち利用促進につながると判断される改修・修繕に要する経費
- (2) 公共交通の利用者数増加につながるイベント等の開催に要する経費。ただし、人件費及び旅費は除く。
- (3) その他協議会が審査し、会長が利用促進につながると認める経費

(補助金交付額の決定等)

第4条 要綱第4条の補助金交付額の決定に当たっては、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準による。ただし、必要に応じて、調整することがある。

- (1) 補助額 最大 50 万円
- (2) 補助率 最大 10 分の 10

附 則

この基準は、令和7年〇月〇日から実施する。(協議会の承認を得た日)